小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続廃止

## 企業年金基金変更公告

エヌ・ティ・ティ企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のように公告します。

１．変更後の基金の名称　ＮＴＴ企業年金基金
２．変更前の基金の名称　エヌ・ティ・ティ企業年金基金
３．変更年月日　令和７年12月１日

令和７年12月10日　ＮＴＴ企業年金基金
理事長　坂本　秀治

## 特定空家等に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確知することができないので、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和７年12月10日　西予市長　管家　一夫

１　建築物の所在地
　西予市明浜町高山甲3365番地１
２　建築物の情報
　種　　類　居宅
　構　　造　木造瓦葺２階建
　延べ面積　70.38平方メートル
３　所有者等が行うべき措置の内容
　建築物の除却
４　措置の期限　令和８年１月５日
期限までに３の措置が行われない場合は、市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。
５　動産等の取扱い
　市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。
　動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問い合わせ先へ通知すること。
６　問い合わせ先
　〒797―8501　愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1　西予市建設部建設課
　電話0894―62―6410